

# 国立大学法人高知大学広告掲載規則

平成19年6月6日  
規則第9号

最終改正 令和7年1月20日規則第53号

## (目的)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）が保有する財産（以下「資産」という。）を民間企業との協働により広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することで、新たな財源を確保するとともに経費の節減を図り、財政の健全化に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 以下に規定する本学資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
  - ア 本学の広報印刷物
  - イ 本学のホームページ
  - ウ その他広告媒体として活用できる資産
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。
- (3) 部局等 各学系、各学部（附属施設を含む。ただし、医学部附属病院を除く。）、医学部附属病院、大学院総合人間自然科学研究科、保健管理センター、学内共同教育研究施設、海洋コア国際研究所、機構及び事務局をいう。

## (広告の範囲)

第3条 広告媒体への広告掲載は、本学の事務若しくは事業に支障を及ぼさず、かつ、その用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとし、次の各号のいずれかに該当する場合には行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告

- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
  - (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
  - (9) その他広告媒体に掲載する広告として不相当であると学長が認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別途定める。
- (審査機関)

第4条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、国立大学法人高知大学広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

- 2 審査会に委員長を置き、理事（地域連携・広報・ウェルビーイング担当）をもって充て、委員は、副学長（総務担当）、総務部長、財務部長をもって充てる。
- 3 委員長は、前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する者を、臨時の委員として加えることができるものとする。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(広告募集方法等)

第5条 広告募集方法、予定価格及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて定めるものとする。

(会議)

第6条 審査会は、広告媒体の種類、広告の規格、広告掲載位置、広告内容等広告の掲出に関して、部局等の長から審査申請がある都度、委員長が招集する。ただし、従前に審査した広告内容等と同一であり、委員長が審査会を不要と認める場合は、審査を省略することができる。

- 2 審査会は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 審査会は、広告媒体に掲載する広告が不適切と判断した場合は、その理由を書面により示さなければならない。
- 6 委員長は、審査結果を速やかに審査申請を行った部局等の長及び契約担当役に通知する。

7 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体の管理事務を直接担当する課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

8 委員長は、必要があると認めたときは、審査会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務)

第7条 審査会の事務は、広報・校友課において処理する。

(その他)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この要項は、平成19年6月6日から施行する。

附 則 (平成20年3月26日規則第127号)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第124号)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月25日規則第52号)

この要領は、平成24年12月25日から施行し、平成25年1月1日から適用する。

附 則 (平成26年3月31日規則第116号)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規則第163号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日規則第151号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日規則第160号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日規則第86号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月27日規則第100号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月6日規則第58号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日規則第101号）  
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日規則第132号）  
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月25日規則第77号）  
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第91号）  
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年1月20日規則第53号）  
この規則は、令和7年1月20日から施行する。